

愛知県中小企業応援 障害者雇用奨励金

障害者雇用の経験のない中小・小規模企業の事業主が、障害者を初めて雇用した場合（過去3年間に対象労働者の雇用実績がない場合も含む。）に奨励金を支給しています。さらに、2024年4月1日からは、「特定短時間労働者」を支給対象労働者に追加します。初めて障害者を雇用された事業主様はぜひお問い合わせください。

NEW

特定短時間労働者については
2024年4月1日以降の雇
入れが対象です!

※就労支援 A 型の事業を実施している事業主様は対象外です。

▼支給額（1事業主当たり）

支給対象労働者	支給額
特定短時間労働者（重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者）	4月より追加 15万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	30万円
一般労働者（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 短時間労働者（精神障害者）	60万円

※特定短時間労働者とは1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の者、

短時間労働者とは1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者、

一般労働者とは1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。

▼申請期限

対象となる障害者の雇入れ日から6か月経過した日の翌日から
起算して2か月以内に必要な書類を添えて支給申請書を提出してください。

申請期限を過ぎた場合は支給対象と
なりませんのでご注意ください



令和6年4月1日雇用の場合

R3 4/1	R6 3/31	雇用(R6) 4/1	R6 9/30	R6 10/1	11/30
過去3年障害者が働いていない		雇用6か月		申請期間2か月	

この期間に別の障害者が働いている場合は、支給対象になりません。

▼申請方法など

愛知県就業促進課の Web サイトに掲載の「申請の手引き」をご覧ください。

【Web サイト】<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/ouen.html>



スマートフォンからも
ご覧いただけます。

愛知県障害者奨励金 検索

▼問い合わせ先

愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

TEL 052-954-6367 (ダイヤル)

FAX 052-954-6927

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2(愛知県庁本庁舎 2階)

まずは、お気軽にお電話で
お問い合わせください!

2024年（令和6）年4月1日の雇入れから、
愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金の支給対象者に
「特定短時間労働者」を追加します！

愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金の支給対象者に、新たに「特定短時間労働者」を加え、当該労働者を雇用した場合に15万円を支給します。

（2024年4月1日付け改正。2024年4月1日以降の雇入れが対象となります。）

特定短時間労働者とは・・・

週10時間以上20時間未満で働く

重度身体障害者（※¹）、重度知的障害者（※²）、精神障害者の方

※¹ 身体障害者手帳1級、2級所持者

※² 愛知県療育手帳判定A、名古屋市愛護手帳療育判定Aの方

（その他の手帳では判定がA1、もしくはA2相当である方）

Q & A

Q 1. 週の所定労働時間の確認方法は？

A 1. 雇用契約書、労働条件通知書等で確認をします。

また、奨励金申請時に添付していただくタイムカード等により確認を行います。

Q 2. 特定短時間労働者は、法定雇用率の算定対象になりますか？

A 2. 2024年4月1日以降は、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。（詳細は事業所管轄のハローワークにお尋ねください。）

愛知県の相談窓口案内：「あいち障害者雇用総合サポートデスク」

愛知県と愛知労働局が一体となって、障害者雇用に取り組む企業の支援を行う、企業向け相談窓口です。

支援内容：障害者雇用に関する相談、見学のコーディネート、社内サポートの整備支援、地域の支援機関の活用提案、求人募集に関する相談、職場実習の相談

所在地：名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業雇用労働センター17階

電話番号：052-583-1010

Webページ：<https://shougaisupportdesk.pref.aichi.jp/> ⇒



★障害者雇用やその他の支援については、こちらをご確認ください

障害者の雇用の促進のために

